



山形県公報

平成24年7月10日（火）
第2358号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則……………（保健薬務課）…826

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（健康福祉企画課）…827
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（最上総合支庁農村計画課）…828
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（森 林 課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…830
- 同……………（ 同 ）…同
- 県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…831
- 公共測量の実施の通知……………（用 地 課）…同
- 公共測量の終了の通知……………（ 同 ）…同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………（会 計 局）…同
- 県証紙売りさばき人の指定……………（ 同 ）…832

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正…………… 同
- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………833
- 政治団体の解散……………835
- 資金管理団体の指定…………… 同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………836
- 資金管理団体の指定の取消…………… 同

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則5－2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………837

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（ 同 ）…838
- 同……………（ 同 ）…839
- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…840

### そ の 他

○平成24年度行政書士試験の実施……………（市町村課）…843

# 規 則

山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県規則第38号

### 山形県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県毒物及び劇物取締法施行細則（昭和41年10月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第3条中「毒物劇物取扱者試験願書」を「毒物劇物取扱者試験受験願書」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

#### 様式第1号

|        |  |       |  |
|--------|--|-------|--|
| ※受験の種類 |  | ※受験番号 |  |
|--------|--|-------|--|

|                |
|----------------|
| 県 証 紙<br>貼 付 欄 |
|----------------|

年 月 日

山形県知事 殿

氏 名 ㊟

#### 毒物劇物取扱者試験受験願書

次により、毒物劇物取扱者試験を受けたく申請します。

|                           |                                                                                                                           |                                                                                      |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 本籍地都道府県名<br>(外国人にあつては、国籍) |                                                                                                                           | 写真貼付欄<br><br>願書提出前6月以内に撮影した<br>上半身、正面、脱帽、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの（裏面に氏名及び生年月日を記入の後、貼付） |
| 住 所                       |                                                                                                                           |                                                                                      |
| 受験票及び合格証<br>の送付先          | (住所と異なる場合にのみ記入)                                                                                                           |                                                                                      |
| ふ り が な<br>氏 名            | 年 月 日生                                                                                                                    |                                                                                      |
| 日 中 連 絡 先<br>電 話 番 号      |                                                                                                                           |                                                                                      |
| 受 験 の 種 類                 | <input type="checkbox"/> 一般毒物劇物取扱者試験<br><input type="checkbox"/> 農業用品目毒物劇物取扱者試験<br><input type="checkbox"/> 特定品目毒物劇物取扱者試験 | 年 月 日撮影                                                                              |

#### 備考

- 署名した場合は、押印を省略することができる。
- ※欄は、記入しないこと。
- 県証紙には、消印しないこと。
- 「受験の種類」欄には、該当する□の中にレ印をつけること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号中「本籍地都道府県名」を「本籍地都道府県名（国籍）」に改める。

別記様式第2号の2中 「 本 籍 地 (合格当時の本籍地) 」 を

|                           |                                  |       |
|---------------------------|----------------------------------|-------|
| 本籍地都道府県名<br>(外国人にあつては、国籍) | (合格当時の本籍地都道府県名<br>(外国人にあつては、国籍)) | に改める。 |
|                           |                                  |       |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ツクイ米沢 介護  
米沢市栄町1番地4

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称 |          | 変更年月日      |
|-----------|----------|------------|
| 変 更 前     | 変 更 後    |            |
| 総合福祉ツクイ米沢 | ツクイ米沢 介護 | 平成24. 6. 1 |

## 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ツクイ米沢  
米沢市栄町1番地4

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |       | 変更年月日      |
|------------------|-------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後 |            |
| 米沢デイサービスセンターふれあい | ツクイ米沢 | 平成24. 6. 1 |

## 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ツクイ長井  
長井市久野本268番地

## (2) 届出の内容

| 指定介護機関の名称        |       | 変更年月日      |
|------------------|-------|------------|
| 変 更 前            | 変 更 後 |            |
| 長井デイサービスセンターふれあい | ツクイ長井 | 平成24. 6. 1 |

**山形県告示第690号**

鮭川村宇津森土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成24年6月29日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成24年7月17日から同年8月14日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第691号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
山形市大字門伝字盗人森3094の1から3094の11まで、3094の13から3094の17まで、字取上山3168の1（次の図に示す部分に限る。）、3168の2、3168の3、3168の17、字隔間沼山3169の3から3169の11まで、字米沼山3170の1、3170の2、3170の4、3170の5
- (2) 保安林指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐にかかる伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
上山市十日町字沢787、787の2、鶴脛町字主水沢1175、字蛇バミ1176、字中森218地先・218の2の1地先・319地先・319の2地先・319の3地先・319の4地先・319の5地先・319の6地先・319の7地先・319の8地先・319の9地先・319の10地先・319の11地先・319の12地先（以上14筆地先。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字川原字水水晶山4316の1、4316の3から4316の34まで、4316の36から4316の69まで、4316の71から4316の81まで、4316の198、4316の200、4316の201、4316の207から4316の218まで、4316の226から4316の229まで、字弥平山4314の1から4314の84まで、4314の87から4314の89まで、4314の94、4314の95、4314の105、4314の106、4314の110から4314の112まで、4314の115から4314の119まで、字北平205の1、4313の9から4313の21まで、4313の26から4313の68まで、4313の80、4313の81、4313の86、4313の87、字山ノ神206の1、206の2、207
- (2) 保安林指定の目的  
干害の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山字薪山4250の8・4250の15・4250の17（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
天童市大字山字薪山4250の16、4250の33（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月山沢字月山567（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林指定の目的  
公衆の保健
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北村山郡大石田町大字横山字黒滝沢4374の2、4374の11、4374の18、4374の19、4374の20、4374の21

(2) 保安林指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 樽石基点線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|------------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 村山市大字長善寺字堰根1811番2から<br>同 本郷59番14まで | 旧    | 33.0 <small>メートル</small><br>}<br>5.5  | <small>メートル</small><br>700 |
| 同 上                                | 新    | 83.0 <small>メートル</small><br>}<br>15.0 | 同 上                        |

山形県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成24年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 尾花沢最上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                                | 延 長                          |
|---------------------------------------|------|--------------------------------------|------------------------------|
| 尾花沢市大字富山元関谷字梅ノ木536番4から<br>同 中才286番7まで | 旧    | 12.4 <small>メートル</small><br>}<br>5.5 | <small>メートル</small><br>1,316 |
| 同 上                                   | 新    | 同 上                                  | 同 上                          |
| 同 上                                   |      | 47.0 <small>メートル</small><br>}<br>5.5 | <small>メートル</small><br>1,240 |

**山形県告示第694号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 向町最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字月楯字曾楯1872番1から  
同 宇村内300番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月10日

**山形県告示第695号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市十日町地域から大字昭和地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年6月25日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第696号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東根市神町北部土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東根市神町地域（東根市神町北部土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施した日  
平成24年4月16日から同年6月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（測量成果2011へ座標変換）

**山形県告示第697号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名              | 所在地            | 売りさばき所の所在地     | 廃止年月日       |
|------------------------|----------------|----------------|-------------|
| 株式会社山形共栄<br>代表取締役 榎 直徳 | 村山市楯岡新町一丁目2番8号 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号 | 平成24. 6. 29 |

**山形県告示第698号**

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名               | 住 所                | 売りさばき所の所在地     | 指 定 年 月 日   |
|-------------------------|--------------------|----------------|-------------|
| 丸大堀内株式会社<br>代表取締役 堀内 琢夫 | 青森県青森市問屋町二丁目15番22号 | 村山市楯岡笛田四丁目5番1号 | 平成24. 6. 28 |

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第24号**

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 2 老人ホームの項の表中

|              |                  |       |
|--------------|------------------|-------|
| 眺葉園          | 西村山郡河北町谷地字東667-1 | を     |
| 特別養護老人ホーム眺葉園 | 西村山郡河北町谷地字東680番地 | に改める。 |
| 〃            | 〃 〃              |       |

**山形県選挙管理委員会告示第25号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

## 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|----------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 榎まさよし後援会 | 榎 正義   | 榎 美代子    | 西村山郡河北町西里4876番地   | 平成<br>24. 3. 5 |
| 淀秀夫後援会   | 神野孝一   | 大河原 豊    | 東置賜郡川西町大字朴沢1297の2 | 同<br>4. 25     |



|            |         |       |            |   |      |
|------------|---------|-------|------------|---|------|
| 山形県歯科技工士連盟 | 阿 部 和 夫 | 大 友 徹 | 山形市西田4-7-4 | 同 | 5.24 |
|------------|---------|-------|------------|---|------|

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称    | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類 | 届出年月日          |
|------------|--------|----------|------------|-------|----------------|
| 日本再耕会      | 鈴木憲和   | 皆川友宏     | 南陽市金山287   | 衆議院議員 | 平成<br>24. 4. 5 |
| すずきのりかず後援会 | 鈴木憲和   | 皆川友宏     | 米沢市金池7-5-1 | 衆議院議員 | 同<br>5.11      |

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の候補者の氏名 | 公職の種類 | 届出年月日          |
|---------|--------|----------|------------|-----------|-------|----------------|
| 日本再耕会   | 鈴木憲和   | 皆川友宏     | 南陽市金山287   | 鈴木憲和      | 衆議院議員 | 平成<br>24. 4. 5 |

山形県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年7月10日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称         | 異動事項       | 内 容            |                   | 届出年月日           |
|-----------------|------------|----------------|-------------------|-----------------|
|                 |            | 新              | 旧                 |                 |
| 自由民主党上山支部       | 会計責任者の氏名   | 伊 藤 与 作        | 大 澤 一 朗           | 平成<br>24. 3. 23 |
| 自由民主党八幡支部       | 主たる事務所の所在地 | 酒田市橋本出シ祿7      | 酒田市小泉字上川原49番の内5番地 | 同<br>4.19       |
|                 | 代表者の氏名     | 本 多 茂          | 高 橋 省 吾           |                 |
| 自由民主党山形県第二選挙区支部 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市金池7-5-1     | 長井市舟場5-5          | 同<br>4.25       |
| 自由民主党飯豊町支部      | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡飯豊町大字添川845 | 西置賜郡飯豊町大字萩生59     | 同<br>5.29       |
|                 | 代表者の氏名     | 中 村 仁 一        | 手 塚 敏 行           |                 |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称                    | 異動事項       | 内 容                 |                    | 届出年月日           |
|----------------------------|------------|---------------------|--------------------|-----------------|
|                            |            | 新                   | 旧                  |                 |
| わくわく未来・フレッシュ山形の会           | 政治団体の名称    | わくわく未来・フレッシュ山形の会    | 「わくわく未来・フレッシュ山形」の会 | 平成<br>24. 2. 15 |
|                            | 主たる事務所の所在地 | 山形市宮町3-10-25        | 山形市南栄町1-1-51       |                 |
|                            | 代表者の氏名     | 阿部 考 伸              | 阿部 孝 伸             |                 |
| Line 21やまがた                | 代表者の氏名     | 齋藤 健                | 神尾 浩 司             | 同<br>3. 2       |
| 日本司法書士政治連盟山形会              | 会計責任者の氏名   | 早坂 和 也              | 志藤 賢 一             | 同<br>3. 6       |
| 我妻徳雄後援会                    | 会計責任者の氏名   | 二宮 敏 浩              | 板谷 成 治             | 同               |
| 村形昌一後援会                    | 主たる事務所の所在地 | 北村山郡大石田町大字大石田丙215-9 | 北村山郡大石田町大字田沢1952-1 | 同<br>3. 15      |
|                            | 会計責任者の氏名   | 村形 美 佐 子            | 村形 京 子             |                 |
| 国井輝明を育てる会                  | 主たる事務所の所在地 | 寒河江市大字西根1775        | 寒河江市大字西根字宝1775     | 同<br>3. 22      |
| 酒田TRY 21                   | 代表者の氏名     | 丸岡 明 史              | 伊藤 幹 男             | 同<br>3. 27      |
|                            | 会計責任者の氏名   | 工藤 信 彦              | 丸岡 明 史             |                 |
| 佐藤智則後援会                    | 会計責任者の氏名   | 佐藤 智 則              | 佐藤 良 悦             | 同               |
| 佐藤昇後援会                     | 会計責任者の氏名   | 大場 守                | 佐藤 昇               | 同<br>3. 28      |
| 鈴木浩幸後援会                    | 代表者の氏名     | 鈴木 昭 一              | 成原 茂               | 同               |
| 今井えいき後援会                   | 主たる事務所の所在地 | 山形市南原町1-27-21       | 山形市芳野16番           | 同<br>4. 2       |
| 夢のある米沢をみんなでつくる会（安部三十三郎後援会） | 主たる事務所の所在地 | 米沢市大字川井545          | 米沢市門東町3-1-14       | 同               |
|                            | 代表者の氏名     | 齋藤 喜 一              | 齋藤 喜 一             |                 |
| 天童市東村山郡医師連盟                | 代表者の氏名     | 神村 匡                | 三條 忠 夫             | 同<br>4. 12      |
|                            | 会計責任者の氏名   | 目黒 光 彦              | 山本 博 司             |                 |
| よど秀夫後援会                    | 代表者の氏名     | 神野 孝 一              | 高橋 武 志             | 同<br>4. 25      |
| 小林啓市後援会                    | 代表者の氏名     | 小林 啓 市              | 小林 正 夫             | 同<br>5. 7       |
| 小野健一郎後援会                   | 会計責任者の氏名   | 長嶋 孝 夫              | 長島 孝 夫             | 同<br>5. 10      |

|                  |          |      |      |           |
|------------------|----------|------|------|-----------|
| 鶴岡地区医師連盟         | 代表者の氏名   | 三原一郎 | 中目千之 | 同<br>5.11 |
|                  | 会計責任者の氏名 | 小野俊孝 | 横山靖  |           |
| 山形県木材産業政治連盟      | 会計責任者の氏名 | 大隅尚行 | 杉原悟  | 同<br>5.24 |
| わくわく未来・フレッシュ山形の会 | 代表者の氏名   | 佐藤孝弘 | 阿部考伸 | 同<br>5.25 |

### 山形県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称   | 代表者の氏名 | 解散年月日        |
|-----------|--------|--------------|
| 後藤忠三を励ます会 | 後藤忠三   | 平成23. 9. 1   |
| よど秀夫後援会   | 神野孝一   | 平成23. 12. 19 |
| 武田としお後援会  | 武田敏夫   | 平成23. 12. 31 |
| 政新会       | 野川政文   | 平成23. 12. 31 |
| 愛千会       | 竹田千恵子  | 平成24. 2. 29  |
| 土屋健吾後援会   | 小山田忠雄  | 平成24. 3. 5   |
| 天童こぶし会    | 瀬野喜美子  | 平成24. 3. 10  |
| 緑尽会       | 小関一雄   | 平成24. 3. 20  |
| きざわ良一後援会  | 木沢良一   | 平成24. 4. 15  |
| 小林啓市後援会   | 小林啓市   | 平成24. 5. 1   |
| 小野健一郎後援会  | 須貝忠助   | 平成24. 5. 10  |

### 山形県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

| 届出者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称                | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 | 届出年月日      |
|--------|-------|--------------------------|--------------|--------|------------|
| 鈴木 憲 和 | 衆議院議員 | 日本再耕会                    | 南陽市金山287     | 鈴木 憲 和 | 平成24. 4. 5 |
| 佐藤 孝 弘 | 山形市長  | わくわく未来<br>・フレッシュ<br>山形の会 | 山形市宮町3-10-25 | 佐藤 孝 弘 | 同 5. 25    |

## 山形県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 内 容           |          | 届出年月日      |
|-----------|---------|-----------|------------|---------------|----------|------------|
|           |         |           |            | 新             | 旧        |            |
| 今井栄喜      | 山形県議会議員 | 今井えいき後援会  | 主たる事務所の所在地 | 山形市南原町1-27-21 | 山形市芳野16番 | 平成24. 5. 2 |
| 樋口与一朗     | 白鷹町議会議員 | ひぐち与一朗後援会 | 公職の種類      | 白鷹町議会議員       | 白鷹町長     | 同 5. 9     |

## 山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成24年7月10日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の指定の取消の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地                | 代表者の氏名  | 指定取消年月日      |
|------------------------|---------|-----------|---------------------------|---------|--------------|
| 武田 敏 夫                 | 東根市議会議員 | 武田としお後援会  | 東根市温泉町一丁目8-11             | 武田 敏 夫  | 平成23. 12. 31 |
| 野川 政 文                 | 山形県議会議員 | 政新会       | 東根市中央四丁目6-25-3            | 野川 政 文  | 同            |
| 竹田 千 恵 子               | 山形県議会議員 | 愛千会       | 東置賜郡高島町深沼2336番地           | 竹田 千恵子  | 平成24. 2. 29  |
| 木 沢 良 一                | 天童市議会議員 | きざわ良一後援会  | 天童市中里3-8-31<br>丸光アパートC-5号 | 木 沢 良 一 | 同 4. 15      |
| 佐藤 孝 弘                 | 山形市長    | 佐藤孝弘後援会   | 山形市あかねヶ丘2-1-6             | 佐藤 孝 弘  | 同 5. 18      |

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年7月10日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条の4に次の1項を加える。

2 条例第6条第2項第2号の人事委員会が認める作業は、牛のと殺の作業とする。

第3条の8に次の1項を加える。

3 条例第14条第2項の表第16号のへの人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者の直近又は周辺において行う身辺警戒の作業

(2) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺に固定配置して行う警戒の作業

附則第5項を次のように改める。

5 条例附則第6項第1号の人事委員会が定めるものは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。

附則中第6項及び第7項を削り、附則第8項中「附則第6項第2号」を「附則第6項第4号」に改め、同項を附則第6項とし、附則第9項を削り、附則第10項中「附則第8項」を「附則第8項（条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第13項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「附則第7項」を「附則第7項又は条例附則第11項」に改め、同項を附則第7項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに鶴岡市役所において平成24年11月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ白山店

鶴岡市白山字西木村19番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社丸久砂利店 鶴岡市鳥居町10番6号

代表取締役 佐藤トシ

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|---------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

（変更後） 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月21日

5 届出年月日

平成24年6月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成24年11月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平田店

酒田市砂越字粕町75番1号外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

代表取締役 宮地邦明

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                             |
|---------------|---------|---------|---------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前9時    | 翌日の午前0時 | 年間30日は開店時刻午前8時、年間5日は開店時刻午前6時30分 |

（変更後）

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考              |
|---------------|---------|---------|------------------|
| マックスバリュ東北株式会社 | 午前7時    | 翌日の午前0時 | 年間5日は開店時刻午前6時30分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間30日は午前7時30分から翌日の午前0時30分まで、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から翌日の午前0時30分まで。ただし、年間5日は午前6時から翌日の午前0時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月21日

5 届出年月日

平成24年6月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに遊佐町役場において平成24年11月10日まで縦覧に供する。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

遊佐ショッピングセンターエルパ

飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

遊佐ショッピングセンター協同組合 飽海郡遊佐町小原田字沼田12番地1

代表理事 本間知広

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                              |
|-----------------|---------|---------|----------------------------------|
| マックスバリュ東北株式会社   | 午前9時    | 午後11時   | 年間80日は開店時刻午前8時、年間20日は開店時刻午前7時30分 |
| アークランドサカモト株式会社  | 午前10時   | 午後9時    |                                  |
| そ の 他 の 小 売 業 者 | 午前10時   | 午後8時    | 年間75日は閉店時刻午後9時                   |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者  | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|----------------|---------|---------|-----|
| マックスバリュ東北株式会社  | 午前7時    | 午後11時   |     |
| アークランドサカモト株式会社 | 午前10時   | 午後9時    |     |

|          |       |      |                |
|----------|-------|------|----------------|
| その他の小売業者 | 午前10時 | 午後8時 | 年間75日は閉店時刻午後9時 |
|----------|-------|------|----------------|

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで。ただし、年間80日は午前7時30分から午後11時30分まで、  
年間20日は午前7時から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成24年6月21日

5 届出年月日

平成24年6月20日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月10日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 敷金          | 摘要          |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アバ<br>ート3号 | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,200<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 22,500<br>円                        | 26,000<br>円 | 30,500<br>円 | 3<br>月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額       |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年7月11日から同月18日まで（ただし、郵送の場合は、平成24年7月18日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
新庄市金沢字大道上2034  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成24年8月中旬

## そ の 他

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による山形県知事の委任に係る平成24年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成24年7月10日

財団法人行政書士試験研究センター

理 事 長 磯 部 力

1 試験の日時

平成24年11月11日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

山形市蔵王飯田637番地 ヒルズサンピア山形

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

| 試 験 科 目                   | 内 容 等                                                                                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）  | 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成24年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。 |
| 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） | 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解                                                                                                  |

(2) 試験の方法

イ 試験は、筆記試験によって行う。

ロ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

イ 受付期間 平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）

ロ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター（受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送すること（宛先は印刷されている。）。）

ハ 提出書類 受験願書一式

ニ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参照すること。）

ホ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(イ) 郵送配布

平成24年8月6日（月）から同月31日（金）までに、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記宛先まで郵便で請求すること（同日まで必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 郵便事業株式会社銀座支店留 財団法人行政書士試験研究センター

(ロ) 窓口配布

| 配 布 場 所      | 所 在 地           | 配 布 期 間                                                   |
|--------------|-----------------|-----------------------------------------------------------|
| 山形県企画振興部市町村課 | 山形市松波二丁目8番1号    | 平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで |
| 山形県村山総合支庁    | 山形市鉄砲町二丁目19番68号 |                                                           |

|              |                            |                                                                              |
|--------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 山形県村山総合支庁西庁舎 | 寒河江市大字西根字石川西355番地          |                                                                              |
| 山形県村山総合支庁北庁舎 | 村山市楯岡笹田四丁目5番1号             |                                                                              |
| 山形県最上総合支庁    | 新庄市金沢字大道上2034番地            |                                                                              |
| 山形県置賜総合支庁    | 米沢市金池七丁目1番50号              |                                                                              |
| 山形県置賜総合支庁西庁舎 | 長井市高野町二丁目3番1号              |                                                                              |
| 山形県庄内総合支庁    | 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号        |                                                                              |
| 山形県行政書士会     | 山形市荒楯町一丁目7番8号<br>山形県行政書士会館 | 平成24年8月6日（月）から同年9月7日（金）まで（同年8月13日（月）から同月16日（木）まで並びに土曜日及び日曜日を除く。）午前9時から午後5時まで |

## (2) インターネットによる受験申込み

## イ 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

## ロ 受験手数料

7,000円（財団法人行政書士試験研究センターが指定したクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）により決済すること。）

## ハ 受付期間

平成24年8月6日（月）午前9時から同年9月4日（火）午後5時まで。なお、この出願システムは、同日午後5時で終了し、接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

## (3) 連絡先（問い合わせ先）

財団法人行政書士試験研究センター（電話番号 03-3263-7700）

## 5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障がいのある方は、障がいの状況により必要な措置（点字試験を含む。）を講ずることがあるので、受験申込みに先立って必ず4の(3)の連絡先へ相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成25年1月28日（月）午前9時

(2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示する。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。